

御坊市地域公共交通活性化再生協議会規約

（目的）

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議し、又は地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国自旅第240号）第3条の規定に基づき、生活交通確保維持改善事業（以下「確保維持改善事業」という。）の作成に関する協議及び実施に関わる連絡調整を行い、若しくは地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うことを目的とする。

（協議事項）

第2条 御坊市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 確保維持改善事業及び計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (2) 確保維持改善事業及び計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (3) 確保維持改善事業及び計画に位置付けられた事業の実施に係る調整に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的達成のために必要な事項

（構成員）

第3条 協議会は、次に掲げる団体及び個人をもって構成するものとする。

- (1) 御坊市長又はその指名する者
- (2) 法第2条第2号に掲げる公共交通事業者等及びその組織する団体が推薦する者
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 近畿運輸局和歌山運輸支局長又はその指名する者
- (5) 御坊警察署又はその指名する者

- (6) 近畿運輸局和歌山運輸支局長又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (8) 道路管理者、学識経験者その他の協議会が必要と認める者
(任期)

第4条 委員の任用は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 会長は、御坊市総務部長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長は、協議会の会計を監査する監査委員を委員の中から任命する。

(副会長)

第6条 副会長は、委員のうちから学識経験者をもって充てる。ただし、学識経験者が複数人いる場合は会長が指名する学識経験者とする。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が不在のときは、会長の職務を代理する。

(監査委員)

第7条 協議会に監査委員2名を置く。

- 2 協議会の出納監査は、監査委員が行う。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(協議会の運営)

第8条 協議会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員は、都合により協議会を欠席する場合は、代理の者を出席させることができ、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議へ

の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

（軽微な事項に関する取扱い）

第 9 条 協議会において協議が調った事項についての軽微な変更に関する取扱いについては、意見照会をもって議決に代えることができるものとする。

（協議結果の尊重義務）

第 10 条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（部会）

第 11 条 協議会は、第 2 条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会の設置に際し、組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（守秘義務）

第 12 条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（事務局）

第 13 条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局長は、御坊市総務部企画課長をもって充てる。

3 事務局員は、御坊市総務部企画課の職員をもって充てる。

（経費）

第 14 条 協議会の運営及び事業に要する費用は、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

（財務に関する事項）

第 15 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（報酬）

第 16 条 協議会は、市民又は公共交通に関する学識経験を有する委員に対し、報酬を支給することができる。

2 前項に関し必要な事項は、御坊市特別職の職員で非常勤のものの報酬

及び費用弁償等に関する条例に準ずる。

(その他)

第 17 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規約は、令和 4 年 6 月 27 日から施行する。